

デジタル遺品の取扱い説明書

—いざというときに困らないためのデジタル終活—

日本デジタル終活協会 代表理事
終活弁護士・公認会計士

いせだ あつし
伊勢田 篤史



1. はじめに

インターネットの普及等に伴い、パソコンやスマートフォン（以下、スマホ）等のデジタル機器が、公私にわたり欠かせない存在となった。

デジタル機器により、我々の生活は非常に便利になった反面、不便になった面もある。その際たるものが、デジタル機器のユーザーが死亡したときに問題となる「デジタル遺品」であろう。

本稿では、この「デジタル遺品」について、生前対策（デジタル終活）を中心に解説をしたい。

2. デジタル遺品とは

2.1 デジタル遺品の定義と種類

ここでは、デジタル遺品を、通常の「遺品」と区別するため、「実体がなく、主としてデジタル機器を通じてのみ把握することができるモノ」と定義したい。

このように定義すると、デジタル遺品は、性質上オフラインデータとオンラインデータの2種類に分けることが可能である。

オフラインデータとは、「オフライン」という言葉が示すとおり、インターネット環境に関係なく把握ないし処理することができるデジタル遺品であり、いわゆる「データ」である。具体例としては、パソコン内に保存されているワードやエクセル等のデータファイル、スマホで撮影した写真データをイメージされるとよいであろう。

一方で、オンラインデータとは、「オンライン」という言葉が示すとおり、インターネット環境を前提として把握ないし処理することができるデジタル遺品であり、いわゆる「アカウント」である。具体例としては、SNSやAmazon等のインターネットサービスのアカウントをイメージされるとよいであろう。

2.2 デジタル遺品の相続

(1) はじめに

デジタル遺品についてどう対策すべきかを解説する前に、そもそもデジタル遺品がどう相続されるのかについて説明したい。なお、後述のとおり、オフラインデータとオンライ

ンデータとでは、相続に関する処理が全く異なることとなる点に注意が必要である。

(2) オフラインデータの相続

ア オフラインデータの相続の可否

まず、オフラインデータを相続することはできるか。

答えは、NOだ。意外に思われるかもしれないが、オフラインデータたる、デジタルデータには、所有権をはじめとする物権上の権利が認められず、相続の対象とはならない。

以下、詳述する（以降は、やや専門的な内容を含むので適宜読み飛ばして構わない）。

そもそも、民法上、所有権を含む物権の客体（対象）は、「有体物」（液体、気体及び固体といった空間の一部を占めるもの）に限定されている。つまり、「有体物」でなければ所有権をはじめとする物権上の権利は認められないのである。

一方で、オフラインデータ（いわゆるデータ）は、「空間の一部を占めるもの」とは言えず、「有体物」ではない（なお、「無体物」とされている）。

そのため、オフラインデータに対しては、所有権をはじめとする物権上の権利は観念し得ず、相続人（遺族）が、故人のオフラインデータに関する所有権を相続することはできないのである。（なお、知的財産権に関する議論については割愛する）

イ オフラインデータの処理

では、遺族（相続人）が相続できないオフラインデータを、遺族は処分できるのか。

答えはYESだ。しかし、上記のとおりオフラインデータの権利性が認められず、相続の対象とはならないのに、何故、遺族がオフラインデータ自体を処理できるのか、その理論構成が問題となる。

これに対し、物権類似の新しい権利を観念（創造）することも考えられるが、既存の相続実務でも当該問題を解決することは可能である。以下、詳述する。

オフラインデータは、デジタル機器の記録装置部分に保存されているので、デジタル機器なしには独立して存在し得ない、一体のものと言える。そのため、デジタル機器の

所有者が、その機器内のデジタルデータ（オフラインデータ）を処分することができることと解することで、オフラインデータを誰も処分することができないという問題を回避することが可能である。

なお、遺言において、各デジタル機器を誰々に相続させるという条項を作るケースは非常に稀であろうから、「その他一切の財産を誰々に相続させる」という文言がない限り、各デジタル機器は、遺産分割協議を経なければ、各相続人の共有状態となる。そのため、民法249条を根拠に各相続人は、デジタルデータにアクセスすることは可能と言えるであろう。

ウ 小括

オフラインデータについては、物権上の権利が認められず、相続の対象とはならない。しかし、オフラインデータが保存されているデジタル機器の相続を通じて、各デジタル機器内のオフラインデータの処分は可能であると言える。

(3) オンラインデータの相続

ア オンラインデータの権利性

オンラインデータは、オフラインデータとは異なり、インターネット環境、ひいては第三者の存在を前提とするものである。すなわち、サービス提供者とユーザーという関係を観念できるものであり、その実態は「契約」にほかならない。そのため、通常相続の対象となり得るはずである。

イ オンラインデータと一身専属性

しかし、オンラインデータについては、通常の相続処理ではあまり問題とならない「一身専属性」の有無が問題となる。

以下、詳述する。

まず、「一身専属性」とは、権利又は義務が、個人に専属し、第三者（相続人を含む）に移転しない性質をいい、相続の対象とはならないものとされている。具体例としては、生活保護の受給権をイメージしていただくと分かりやすいだろう。

一般に、インターネットサービスのアカウント（契約）の内容については、各サービスの利用規約において規定されている。

そして、多くのインターネットサービスにおいては、以下のような記載がなされており、一身専属性を前提とした契約内容とされている。

利用規約記載例（LINE）

本サービスのアカウントは、お客様に一身専属的に帰属します。お客様の本サービスにおけるすべての利用権は、第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

このため、利用規約上で上記のように一身専属性が定められている場合には、そのアカウント（契約）を相続することはできないということになる。

ウ 小括

オンラインデータについては、その本質が「契約」であることから、相続の対象になるものと言えるが、その内容が一身専属性を有するものと判断されると相続の対象から外れることになるため、注意が必要である。

3. デジタル遺品の生前対策（デジタル終活）

3.1 デジタル終活の必要性

(1) はじめに

デジタル遺品については、生前対策が必要不可欠である。以下、その必要性について述べる。

(2) デジタル遺品の特性

デジタル遺品とは、「実体がなく、主としてデジタル機器を通じてのみ把握することができるモノ」と定義した。

つまり、デジタル機器内にアクセスし、その中身を確認できなければ、その存在すら把握することが難しいものと言える。

一方で、昨今のデジタル機器については、パスワードロック機能が標準装備されている。パスワードロック機能とは、デジタル機器内にアクセスする際に、あらかじめ設定しておいたログインパスワードを要求することで、ユーザー以外の第三者によるデジタル機器内へのアクセスを防ぐというものである。

パスワードロック機能を使っているユーザーにおいては、そのパスワードを自分以外の他人に伝えていないケースが多い。

そのため、デジタル機器を見つけることができても、パスワードが分からず、その中に入ることができないというケースは非常に多いと言える。



(3) デジタル遺品を取り巻く法制度等の未整備

現在、デジタル遺品の取扱い等を定め、相続人を保護するような法律は存在しない。そのため、デジタル遺品については、何ら法的な手当がなされていない状況である。

また、各インターネットサービスのアカウント（内容）についても、業界団体の自主規制等もなされておらず、各業者の裁量に委ねられている状況である。

(4) デジタル遺品の重要性

現代社会においては、デジタル機器は我々の生活に深く入り込んでいる。スマホ1台で生活できてしまうといっても過言ではないであろう。

しかし、裏を返せば、デジタル機器内に重要な情報が保存されていることとなる。これらの重要な情報は、すべてユーザーの死後、「デジタル遺品」となる。

デジタル遺品の処理については、今後重要性を増す一方であろう。

(5) 小括

以上のとおり、デジタル遺品の特性から、デジタル機器内にアクセスできない限り、その存在を特定することは非常に難しいと言える。一方で、肝心のデジタル機器には、パスワード機能が備わっており、多くの人に利用されているが、そのパスワードを家族等の第三者が知り得ず、いざというときにデジタル機器内にアクセスすることができないという状況となっている。

また、デジタル遺品に関する法制度は未整備状況であり、デジタル遺品においてトラブルが発生しても、救済の手立ては存在しない。その一方で、デジタル遺品の処理については、今後益々重要性を増していくであろう。

そのため、自衛としてのデジタル終活が必要となる。

3.2 デジタル終活の具体的手法

(1) 最初にすべきパスワード共有

デジタル終活において、最初にすべき対応策としては、一にも二にも各デジタル機器のログインパスワードの共有となる。デジタル機器内にアクセスさえできれば、遺族が故人のデジタル遺品の存在に気付くことができる可能性が格段に上がるためだ。

ただ、このパスワードについては、自分に万が一のことがあった場合には知られても良いが、生前には知られたくないという人が多いのも事実である。

そこで、以下の手法を検討してほしい。

①エンディングノートを作成し、家族に伝える方法

まずは、各デジタル機器のパスワードを記載したエンディングノートを作成する方法が考えられる。作成後は、封筒に入れて封印をした上で、家族に対して、何かあったら、この封筒を開けるように指示しておくといえよう。

万が一、封筒を開けられても、その事実が容易に分かるため、事後的な対策も取れるという点がポイントである。

しかし、簡単に中身を見られてしまうデメリットがあるため、この方法は取りづらい人も多いのではないか。

②各パスワードを記載した紙を用意し、死後、家族に気が付いてもらう方法

次に、エンディングノートを含め、各パスワードを記載した紙を用意し、家族には事前に伝えない代わりに、財布や通帳等、自分の死後に家族が確認するであろう場所に、この紙を入れておくことで、家族に気が付いてもらう方法も考えられる。厚紙のカードサイズの紙を用意しておく、家族にも気づかれやすいと言えるであろう。

しかし、上記①に比べれば確率は低くなるものの発見される可能性が0となるわけではない。そこで、発見される可能性を極限まで低くするために、銀行の貸金庫に入れておくという手法も考えられる。ただ、この場合相続手続きをしっかりと踏んだ上での処理となることで、適時にPW等を知ってもらうことが難しいという点に注意が必要である。

③その他サービスを利用する方法

昨今においては、デジタル終活に関するソフトウェアやネットサービスも増えてきた。これらのサービスを利用することも一つの方策と言える。

(2) オフラインデータについて、やっておくべき対応策

最低限、パソコンやスマホのログインパスワードさえ共有しておけば、遺族において、中身を確認できるため、ある程度デジタル遺品の把握を行うことはできるであろう。

しかし、これは、あくまでデジタル機器内にアクセスできるだけであって、適時に必要なデータ等の引き継ぎを担保するものではない。家族とはいえ、他人のデジタル機器内からデータを探すことは非常に困難と言える。第三者にとって、故人がどのようなファイルを、どのように整理して使用していたかは分かりにくいのである。



そこで、余裕があれば、パスワードのみならず、万が一の場合に、遺族等が必要とするであろうデータの保管場所（例えば、デスクトップ上の「●●」という名前のフォルダ等）を伝えるとともに、各データの処理方法（例えば、取引先●●（電話番号090-●●●●-●●●●）に対して、フォルダ内のデータを渡してほしい等）も明らかにしておくといえよう。特に、自身のビジネスにおいて必要なデータが存在する場合には適時にデータを引継がなければならないため、上記対応は必須であると言える。中小企業の経営者や個人事業主の方は、特に注意してもらいたい。

(3) オンラインデータについて、やっておくべき対応策

オンラインデータであるインターネットサービスのアカウントについては、一時的なものも含めれば、一個人でも数十個単位で契約をしているものと考えられる。

これらのオンラインデータ全てを網羅的に処理する必要はないが、財産に関係するもの（ネット銀行、ネット証券等の金融機関や暗号通貨等）や課金されるアカウントについては、しっかりと引き継ぎまたは解約ができるように対応するとよいであろう。前者については、金融機関名とともに

暗号通貨の処理方法（そもそも遺族が暗号通貨を使ったことがないというケースも多いであろう）、後者については、ID、PWまでしっかりと共有するとよいであろう。

なお、Facebook等のSNSについても、死後の対応（追悼アカウントの利用の有無）を含めて、考えておくことを勧めたい。

4. デジタル遺品のトラブル

4.1 はじめに

上記のとおり、生前対策としてのデジタル終活をしていない場合のトラブルについて、以下に紹介する。

4.2 デジタル機器のパスワードロック解除

デジタル終活により、故人と遺族との間でパスワードを共有できていればよいが、遺族がパスワードを共有できていない場合には、デジタル機器内にアクセスすることができないこととなる。

このようなケースにおいては、データ復旧を専門とする会社等に依頼することで、パスワードロックを解除してもらうことが可能である。なお、その際は、表を参考にするとよい。

コラム

見られたくないデータへの対応方法

パソコンやスマホ内には、引き継がなければならないデータが存在する一方で、色々な事情で家族には見られたくないデータも存在するだろう。

見られたくないデータがある場合、「パソコン・スマホをすべて破壊してくれ」等と言う人も多いようである。しかし、引き継がなければならないデータを犠牲にして、デジタル機器を破壊することは現実的ではなく、損失も大きいと言える。

もしも、見られたくないデータがある場合には、（読者諸氏の方が、技術的にも色々な知見をお持ちかと思うが）引き継ぎが必要なデータを明確に指定した上で、指定していないデータについては、ハードディスクごと物理的に破壊して完全消去してほしい等と依頼することを勧めている。そんなことをしては怪しまれるという反論を受けることもあるが、そのように依頼して、その通りに実施してくれるだけの人間関係を家族と築くこともデジタル終活の一部である。デジタル終活においても、残された親族が処理をせざるを得ない状況である以上、アナログな部分は必要であることに注意が必要である。



■表. パソコン等のデータ復旧に要する費用等

	パソコン	スマホ
費用	5~10万円程度*	20~30万円程度*
成功確率	一般的に高いとされている	一般的に低いとされている
注意点		試しに入力するパスワードの回数は2、3回を限度とする

* ケースバイケースであり、もっと高額の場合もある。

パソコンは、スマホに比べると比較的安価にパスワードロックの解除（データ復旧）が可能であり、その成功確率も高いとされている。そのため、家族にとって必要なデータは、パソコンに残しておくといえよう。

一方で、スマホについては、セキュリティが強化されている反面、成功確率も低く、費用も高くなっている。なお、スマホについては、セキュリティの観点から、ログインパスワードを一定回数以上間違えた場合には、機器内のデータを初期化（完全消去）する機能が備わっているものもあり、故人により利用されていたケースも多い。そのため、遺族において、誕生日等から推測をしてパスワードを入力すること自体は構わないが、2、3回試してみても駄目であったら、業者への依頼を検討してもらいたい。上記のような機能が利用されている場合、何度もパスワードを入力することで、パスワードロック解除の成功確率が下がる可能性があるためである。

4.3 オンラインデータのトラブル

(1) はじめに

オンラインデータたるインターネットサービスのアカウントについては、デジタル機器内を探索できない限り、その存在を把握することは非常に難しい。

オンラインデータの引き継ぎができなかった場合のトラブルについて紹介したい。

(2) ネット金融機関サービスの引き継ぎについて

ネット金融機関（特に、ネット証券）の口座の存否については、相続における遺産の網羅性にも絡み、相続トラブルに発展する危険をはらむ非常に重要な問題と言える。

また、故人がFX取引等を行っている場合には、為替等の大幅な変動により、遺族に対し追加証拠金の請求がなされる可能性がある。（実際に約100万円を請求された事案がある）

しかし、故人がネット証券で株取引等をやっていたことを話していたのであればいざ知らず、このような取引については家族に内緒でやっていることが多いため、遺族の知ら

ない間に口座が開設されていたというケースはよくある。

そのため、ネット証券の存在を確認することは、遺族にとっては必要不可欠となっているものと言える。

なお、証券保管振替機構における開示請求事務センターに対し、登録済み加入者情報の開示請求を行うことで、故人の証券取引口座を特定することができる可能性があるため、活用されたい。

(3) ビジネス用のインターネットサービスについて

昨今、ビジネス用のインターネットサービスを利用する機会も増えてきたように思える。特に、個人事業主においては、これらのサービスを個人で契約して使用しているというケースも多いであろう。

このようなサービスを利用している場合に注意すべきポイントとしては、一身専属性によりアカウントを家族へ引継げないという点にある。例えば、クラウドサービスのようなものを契約し、クラウド上にビジネスに必要なデータを保存していた場合、ユーザー死亡によりアカウントが消滅してしまった場合には、二度とビジネス上のデータを取りだせなくなってしまう可能性がある。

そこで、ビジネスに利用しているサービスについては、会社名義にする、データをローカル（オフライン）で保管する等の対応を行っておく必要がある。

なお、ビジネス使用でなくとも、多くのネットサービスについては、一身専属的に処理されるケースが多い。そのため、個人で契約しているものについては、自分に万が一のことがあった場合に引き継ぎができるかどうかについてはしっかりと確認をしておくといえよう。

5. おわりに

「終活」と聞くと、多くの方は「まだ早い」と言って、その対応を先延ばしにするだろう。

「明日死ぬわけではないから、また明日でもいいじゃないか」、その「明日」が幾度となく繰り返され、本当に亡くなる日が来てしまう。やっておけばよかった……後悔先に立たずである。

葬儀をどうするか、墓をどうするか……そんな面倒なことを考える前に、今、たった10秒でいい。ペンをとって、紙にパソコン・スマホのログインパスワードを書きだしてほしい。そして、家族に、渡してほしい。

デジタル遺品で困る人を、0にする。これが、本稿に込めた私の願いである。